

養老町第一回臨時議会会議録

平成二十七年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十七年二月九日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 議案第一号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第五号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長	松永民夫
二番	長澤龍夫
三番	大橋三男
四番	三田正敏
五番	吉田太郎
六番	早崎百合子
七番	野村永一
八番	田中敏弘
九番	松永民夫
十番	皆川雅子
十一番	中村辰夫
十三番	水谷久美子

○欠席議員

なし
二名

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育委員長兼 教育委員会事務局長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行
総務課長	田中隆
企画政策課長	渡邊章博
総務部税務課長	日比重喜
住民福祉部長	佐藤嘉但
住民福祉課長	佐藤博治
住民福祉部	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉部	佐藤昌子
生活環境課長	佐藤昌子
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部参事兼 農林振興課長	川地豊己
産業建設部	山中秀樹
商工観光課長	山中秀樹

産業建設課長	伊藤博文
産業建設課長	伊藤博文
水道課主幹	桐山一則
会計管理者兼課長	加藤敏博
教育委員兼課長	松岡弘泰
教育委員兼課長	久保寺利明
生涯学習課長	伊藤公一
スポーツ振興課長	堀田明男
消防長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十七年第一回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございました。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

なお、執行部におかれましては、高木水道課長にかわって桐山水道課主幹に出席をしていただいております。

また、今臨時会開会中、報道機関に限り傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

ただいまから平成二十七年第一回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定により、十三番 水谷久美子君、二番 長澤龍夫君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、二月三日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命を受けまして、議会運営委員会の報告をいたします。

二月三日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十七年第一回臨時会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日一日と決定いたしました。議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員

の指名、三、会期の決定、本日の一日であります、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

次に、審議する議案は、一般会計補正予算についてが一件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十六年
度養老町一般会計補正予算（第五号）は、上程後、提案説明を受け、質疑、討論を経て無記名投票により採決を行うことと決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十六年十一月及び十二月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成二十七年第一回の養老町議会臨時会を御案内申し上げますところ、本当に思わぬ雪ということで、大変寒い中、議員の皆様方には御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の臨時会でございますけれども、昨年末に、国においてはまち・ひと・しごと創生法が施行され、その指針と言うべき総合戦略が示されたところでございます。これから各地方自治体においても、その総合戦略に似た形で、その町の将来を決めるべき姿を見つけていこうということでございますけれども、この創生法でございますけれども、つまるところ、その町のらしさを見つることだろうというふうに理解するところでございます。

町民の自主的な意思で、行政と町民が一体となってこのふるさと養老をつくり上げようということだろうというふうに解釈をしております。みずからのまちづくりに責任を持って行おうということでございます。

きょうの議案でございますが、昨年より皆様方にいろいろ御審議をいただいております第三セクターに対する出資の御審議をいただくわけでございます。昨年、この事業概要等を説明させていただきました。この養老まちづくりの先導的な役割を担っていただく、必ずや会社になってくれるというふうに信じているところでございます。

どうかひとつ事業内容等を御精査いただきまして御審議いただき、議決をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日は御苦労さまでございます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、議案第一号 平成二十六年年度養老町一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第一号 平成二十六年年度養老町一般会計補正予算（第五号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第一号 平成二十六年年度養老町一般会計補正予算（第五号）。

平成二十六年年度養老町一般会計補正予算（第五号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百九十五万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億一千八百九十二万四千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年二月九日提出。

今回の補正予算につきましては、（仮称）養老の郷づくり会社への出資金四百九十五万円を補正するものでございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費、目企画費で、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のうち、二〇一七年、平成二十九年を目標年次とする新生養老まちづくり構想に掲げる施策や事業を具体的かつ早期に実現するため、民間とともに設立する（仮称）養老の郷づくり会社への出資金として四百九十五万円、会社設立時の全体出資額は千九百九十五万円の二五%未満ということ

で計上をいたしました。

歳入につきましては、繰入金基金繰入金、目養老改元一三〇〇年事業基金繰入金で、（仮称）養老の郷づくり会社への出資金の財源に充当するため、養老改元一三〇〇年事業基金より、養老町の出資金の全額に相当する四百九十五万円を一般会計に繰り入れいたしました。

以上で、議案第一号 平成二十六年年度養老町一般会計補正予算（第五号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 昨年十二月四日、議会全員協議会において（仮称）養老の郷づくり会社事業計画案が示されました。

養老において設立を目指す会社、第三セクターについて、その中に透明性の確保と有限責任の確保を上げておられます。透明性の確保につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、情報が義務づけられておりますと述べてありました。

健全化法では、監査委員の審査や議会への報告、また住民への公表等を義務化して情報開示を徹底するとあります。これは地方公共団体財政健全化法の一つであります。これは、養老の郷づくり会社定款に、これは案で示されておりますが、第十六条、役員について、一、取締役四名以内、二、監査委員一名以内とあります。その会社設立について、取締役と監査役についての町側のお考えをお伺いしたいと思います。

それから二点目ですが、さきにもありましたように、会計処理、

透明性が重要であり、チェックシステムの拡充も重要であります。そのことから、報告義務があることから、議会からの対応、例えば議会から理事を出すとか、あるいはそちらの役員につけるとか、そういった内容のお考えはあるのでしょうか。

それから、取締役にはどういった形で対応されていくのか、お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、町の監査委員に対してどのようなお考えか、この点をお伺いしたいと思います。それは会計と事業報告を議会に報告すべきということでございましたので、この会社設立の内容としてお伺いしたいと思います。

この三点、お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三点についてでございます。

第一点目は、役員についてということでよろしいでしょうか。町から役員を出すかどうかということでございますね。

役員については、私はこの会社というのは、あくまで民間主導でやっていただきたいというふうに考えております。ですから、取締役等の役員を町から出向させるつもりはございません。

それから、二点目が透明性の確保ということで、理事役員を議会のほうからというようなことでもよろしいでしょうか。

同様に、やはり民間企業であるということを優先させたいということ、そういうことも考えておりません。

ただ、会計等の報告義務とかということについては、一般会社と同様に、株式会社の出資者として、その報告等を受けて議会等への説明ということは当然にしなければならぬことだということに考えておりますということでもよろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 今までの第三セクターで問題になってきておりました。それからまた、いろいろな意見が今までございましたが、一番重要なのは、やはり透明性が重要であるのではないかなあと、このように考えております。

会計処理はもとより、事業の計画、あるいは内容についても報告を受けながら、官民一体といつもおっしゃっておられますが、そういった情報開示がないと一体にはなれないと思います。その辺の考え方をやはりしっかりと持っていかなければ、また同じ轍を踏むのではないかなと、このように心配しております。ですから、なぜ今回地方公共団体財政健全化法が示されているのかということも踏まえながら、やはり報告、あるいは内容をしっかりと議会で把握できるような報告体制をとっていかなければいけないのではないかなと、このように思います。

それからもう一点ですが、今回のいろいろな第三セクターの事業をやっていく上において、国の指定をとるお考えはありますかということですが。

それはなぜ申しますかといいますと、大垣市が駅前ビルを非常に立派に建てられるということで、つち音も高く、今うらやましく思うぐらいの立派な工事が進められているようですが、これは経済産業省の補助金を使ってやっていると。それで、国の指定をとって、非常に規制も緩やかでやりやすいと。地方創生のこのとき、国は全部予算化をしていける状態に今あるので、先ほど町長おっしゃいました、町の今の流れの中で、第三セクターをもって町の発展の礎にしていこうというお考えは、こういった国の指定をとりながら、またきちっと今までの地方公共団体財政健全化法に基づいたことをやっていく、今一番スタートラインではないかな

と思いますが、この辺お伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどから、民間の企業であるということ
を非常に強調はさせていただいているわけでございますけれども、
民間企業であっても、行政とともに経営をしていく会社であるとい
うことで、自主性は重んじますけれども、やはり町が行政として
関与しているということは、議会に対しても町民に対しても説
明する、情報開示をする義務というのは当然発生をすと思いま
すので、その点は丁寧に説明をさせていただきたいと思いま
す。

また、いろんな補助制度がございますので、そういったものを
やはり受けていこうということになれば、国における指定を受け
たりということもございますが、ただその中で、この会社が自由
度が失うような形になるのなら、それは考えなければなりません
ので、そういったものを一つ一つ精査していきたいというふうに
考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 今御答弁されましたように、やはり議会に

は細かくこの報告をする、情報開示をしていく、その義務づけが
されているわけでございますので、特に先般、がんばる地域交付
金ですか、あの場合も、あとのぐらいいりましたかと伺いまし
たら、随分そういった候補はありました。その中で、選んでこの
補助金を充てましたという答弁でございました。

私は、町民からのいろんな案を役場で吸い上げて、その中から
きちっとこれに見合った情報開示をしながらいくという、その両
面が大事ではないかなと、このように思いますので、ぜひそうい
った面をお考えいただきたいと思えます。

それから、次に監査委員の件なんですが、監査も総額が出資額
の四分の一に達していないと監査の対象にならないということも
お聞きしておりますが、こういった面で、例えばそれに達してい
なくても、養老町は立場としてこの監査役を入れていくお考えが
あるのかどうかということだけ最後に伺いたいと思えますし、そ
れから総務省は、市町村の圏域を超えた活動が今回の法律で可能
であることを最も長所としております。ここからは、町単独の事
業も大事でしょうが、広域に考えていく、これも重要なところで
はないかなと。市町村の圏域を超えた活動が可能であることが本
当に長所で、私はすばらしいことだと、このように思っております。

こういったことも踏まえながら、今回の第三セクターに対して
は細かくお聞きしましたが、最後の監査の件に関して伺います。
この監査は本当に重要でありますので、またそれが入れないよう
であれば、それにかわる何か、この報告をしていただく場合にで
きるものがあればと、このように加えてお尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 出資額を四分の一以下に抑えたということ

は、行政の過度な干渉が起きないようにという意味がございます。
先ほどから何度も申し上げておりますけれども、民間企業の立場
でこの会社は運営をしていただきたいたいということが第一で
ございますので、監査に入るか入らないかということとは、
一般的な法律に照らし合わせてということで、監査を出すという
考えはございません。

しかし、この会社、あくまでもまちづくりのためのそういった
会社でございます。取締役もそれ相応の方を選任することになる
というふうに思いますので、その点は御信頼を申し上げていかな

ければいけないというふうに思っております。

それから、広域で事業をやるということについて、本当におっしゃるとおりでございます。この会社なら広域でいろんな事業をやっていくこともできるということ、非常に先導的にやっていただける会社になるのかなというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 五点について町長に質問いたします。

先ほど皆川議員とちよつと重なる部分もあるうかと思いますが、よろしく願いたしたいと思います。

まず一点目は、この養老の郷づくり会社の可視化についてでございますが、出資者として町の対応ということで、議会に対して、例えばきめ細かく毎回全協ごとに報告があるのか、そのお考え、それからまた住民、町民に対してはどのような対応をされるのか。具体的には事業内容、財務内容、また決算報告等、どういうお考えをお尋ねいたしたいと思います。

それから二点目といたしましては、今後の出資、増資への対応ということで、定款の五条において、当該会社の発行することができる株式の総数は二千株と、こういうことをうたっております。今後、町民、町内企業、各種団体に一口五万円の券で募集すると、このように伺っておりますが、出資額がふえることによつて、町の出資が増額の可能性があるか、このように思っておりますが、十二月四日の説明では増額しないという説明でございましたが、再度確認をいたしたいと思います。

それから三点目、事業計画書をいただきましたが、七ページに

は、今後三年程度を目標に道の駅を整備したいと、このように掲げてあります。

一月三十一日の新聞報道がありました。国土交通省が重点道の駅ということで、養老の郷づくりの道の駅が新聞に載りました。そういったことで現況を眺めてみると、養老町の町内には、今道の駅機能に近い南関線沿いにうまいもん広場、それから環状線の養老インター付近に、サラダコスモ社がそういう道の駅構想を備えた整備をされるというようなことも伺っておりますし、さらに二百八十五号線に、スーパー三心が今企業誘致ということで着々と進んでおります。

そういったことで、道の駅が乱立ぎみになるのではないかと、このように心配をしておるところでございますが、その辺の考え。また、道の駅をやるについては多額の資金が必要となります。今の出資金ではとても対応できないというようなことで、どのように考えてみえるのかと。

次に四点目といたしまして、人材活用事業として、養老の郷づくりは人材バンク運営事業がやること、高年齢者、女性の人材活用モデルとスキルに合った仕事の提供を目指すとしていますが、現在のシルバー人材センターがございしますが、その辺の対応という関係はどのようにお考えなのかと。

それから、最後に五項目ですが、先般説明ございましたタイム技研が出資辞退をされました。しかし、二次募集があれば必ず参加すると二月四日新聞報道がございましたし、町長の説明も受けましたが、何かこの辺の流れがわかりにくいと。出資されるといふ腹があれば、このままずっと続けていただいてもいいんじゃないかなあと、このように思ったんですが、その辺の見解を求めたいと思えます。

以上、五点でよろしく申し上げます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 財務の報告等についてでございますけれども、これは一般企業と同じように、年一度の株主総会等について会社側から報告があるということになりますけれども、役員も出向させないということでございますから、株主の立場としてどの程度の調査をするか、その辺のところをこれから考えていく必要があるかなあというふうには思っております。

あくまで第三セクターが、今までなぜ、失敗ということではないけど赤字を出している会社が多いかという、私は行政側の過度の干渉ではないかというふうに考える部分もございます。そういった意味で、やはり自由度の高い会社にしていきたいというところで、一般企業と同じように私は扱っていきなというふうに思っております。

それから、二点目の出資でございますけれども、町としての以後の増資はございません。これは改めてはつきりと申し上げておきたいというふうに思っております。

道の駅について、この第三セクターと、結局一つは関与していただくということでの御質問だろうと思えますが、道の駅、それぞれの特色を持った形で運営をしていけば、それなりの運営ができていくというふうに考えております。

確かにおっしゃったように、インターおりてからサラダコスモさんが企業の出店を予定しておられますけれども、各企業でございませし、これから運営をしていく上においては、特色を持って、お互いに特徴を持った形で運営をしていくということになりますし、それから今考えておりますのは、まだきちんとした場所も決まっておりますのでございませしけれども、テナント等は事前に

公募をした形でつくっていくような、そういった方法を今模索しているところでございます。これはもう少し後になれば、御説明できるようになってくるのかなというふうに思います。

通常の道の駅という、トイレと駐車場があつてということになりますけれども、どこにでもあるような道の駅では、やはり最近運営が困難になっている事例が非常に多うございますので、そういうことにならないように、養老町は養老町らしい道の駅にしていきたいなというふうに思っております。

それから、人材バンクとシルバー人材センターとの対応でございますけれども、もつと単純に働く、失礼な話かもしれませんが、シルバー人材センターは単純労働的なところもあるかなというふうにも思っております。

今回の第三セクターで行う人材バンクというのは、趣味であっても利益に結びつくんじゃないかというような、例えば簡単なことを言えば、民芸品等をつくる方であっても、その販売ルートがわからないとか、販売方法がわからないとかというようなことをアドバイスして利益を上げていくということでございますので、本質的な競争をするとか、そういったようなことはないというふうに思っております。

それから、タイム技研さんにつきましては、これは前にも申し上げましたように、議会と行政との一体感がないとか、スピード感がないとかというようなことで、本来そのためにこういった第三セクターをつくるんじゃないかというような不信感もお持ちになられて、とりあえず会社が設立するまでは辞退をさせていただくということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 一点目の、議会に対しての透明性の確保という点ですが、我々議会といたしましても、これが仮に承認するとなると我々にも責任があります。そういったことで、今県下では本当にこの養老の郷づくり事業に関しては注目度が高い、失敗は許されないと、こういった状況の中で、逐一議会に対して報告をいただきたいと、このように思っておりますが、いまだ一度議会に対しての対応、お考えを求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員のおっしゃるとおりでございます。注目度も高いですし、また透明性の確保というのは当然していかなければならないというふうふうに思っておりますので、その点はしっかりと形で御報告できるようにしていきたいというふうふうに思っております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） まず指摘したいのは、本臨時議会の議案についてです。

養老改元一三〇〇年事業基金繰入金の四百九十五万円的一般会計補正額についてです。

私たち議員には、十二月四日に提出された（仮称）養老の郷づくり会社事業計画書案及び定款案、さらに設立に関する覚書案と提案された内容の相違です。

タイム技研株式会社の参画自体は、定款案の二条、三十一条、三十四条に抵触します。本議会に付すなら正しい資料を示すべきであり、議会の審議軽視と言っても過言ではありません。町長は、

この点どういうふうにお考えでしょうか。

二点目です。

昨年の四月二十八日、設立準備会の第一回目の会合から、五月十五日、五月二十九日と開かれているというふう承知しておりますが、その後の開催状況をお知らせください。

次いで、定款案には、損失補償に係る契約及び支出については行わない。また、単なる赤字補填のためだけの補助金の支出についても行わない旨としていますが、町が事業から撤退する数値基準は検討されているのでしょうか。また、出資金など、歳入歳出簿の管理はどこが責任を持つのでしょうか。議会には、会計状況や事業の進捗状況の説明責任をどう果たすお考えでしょうか。

次いで、これまで町は、議会に第三セクターの成功事例として、滋賀県の株式会社みらいパーク竜王、また長浜のまちづくり株式会社などを紹介しました。出資団体の特徴は、地元の商工会議所、JA、生産組合、観光協会、生活協同組合、金融機関などと民間企業です。当町は町外の二社と養老町です。このことをどういうふうにお考えでしょうか。

最後に、十二月四日に渡された短期事業の収支予測案についてであります。平成二十七、二十八、二十九年度を三年間提示しておりますが、これはどれだけ信憑性がこの収支報告書にあるのでしょうか。先ほどの一社の撤退により、この数値は大きく変わるとはありますか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

一点目の件につきましては、担当の課長から御説明を……。○十三番（水谷久美子君） 町長、答えてください。

○町長（大橋 孝君） 会議に私も全部出ているわけではございませんので、ちよつと承知をしておりますので、課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、何点目なのかちよつとわかりませんが、本町においては、他の町の会社しか設立の準備会に入っていないということでございますけれども、そもそも一番最初の会社募集についてのときにも御説明を申し上げたと思いますけれども、五百万円という高額な出資基準を設けましたのは、それだけやはり強い使命感と、それから資金力、そういった信用力等を持った会社が、まず先導的に設立をするという目的に沿っております。ですから、一番最初の、当初養老町の中の一社も設立の準備には入ろうかということでも応募がございましたが、最終的には撤退をされたということ、他の市町からの会社が残ったということでございます。

ただこの会社、この養老のまちづくりということでございますので、二次募集においては商工会等も参加の検討をされているというふうにお聞きをしております。ですから、これからは先導的な役割を果たしていただいております他の二社と、それからこれからは町、商工会、観光会等も入った形で運営をしていただければ理想かなというふうに考えてございます。

それから、最後の収支報告書の信憑性ということでございますけれども、どの事業においても確認できるものではございません。ただ、予測をして収支の報告を控え目にして報告をさせていた部分もございますので、必ずやこの事業を行っていただければ御提案をさせていただいたとおりになるというふうに思っております。

それから二点目の件について、もう少し具体的な御質問を承りたいと思います。議会への説明とか、撤退基準とかという言葉を

おっしゃいましたけれども、その件については再度お願いを申し上げます。

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二点目の質問は、昨年四月二十八日、設立準備会の第一回目の会合がございました。二回目が五月十五日、三回目が五月二十九日と承知しておりますが、それ以後、今日まで何回の会合が持たれたのかというのが二点目です。

三点目でございますが、定款案には損失補償に係る契約及び支出については行わない。また、単なる赤字補填のためだけの補助金の支出についても行わないとしていますが、町がこの三セク事業から撤退する数値基準は検討されているのかということをお伺いいたしました。

○議長（松永民夫君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 撤退基準については検討をしておりません。赤字がどこまで行ったら撤退するというような基準のことをおっしゃっておみえになるのかというふうに思いますが、それは検討をしております。これは一般の会社も同じではなからうかというふうに考えております。

それから、一点目についてのそれ以後の開催は、私のほうではちよつと承知しておりません。資料のほうを課長が持つておりますので、お答えさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 田中企画政策課長、補足答弁。

○総務部企画政策課長（田中 隆君） 水谷議員の質問にお答えいたします。

設立準備会の経緯でございますが、四月二十八日に第一回を開催いたしました。その後五月十五日、それから五月二十九日、それから九月十七日、それから十二月三日、そして一月二十九日と

準備会を開催いたしましたして、それ以外に十三回、担当者レベルの打合会を開催してございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 初めの質問にお答えになっておりませんが、どなたが答弁いただけますか、資料の関係です。

○議長（松永民夫君） 田中政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（田中 隆君） 水谷議員の質問ですが、二月四日の全協でお配りした資料の中では、民間会社三社と町との四社ということでございました。その後、一月にタイム技研が抜けまして民間二社と町の三社になりましたが、それ以降の資料は議会のほうへお配りしておりませんが、定款につきましては、その中からタイム技研の関係を抜くということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） これが最後になるのでしょうか。

○議長（松永民夫君） いや、まだ結構です。

○十三番（水谷久美子君） そんないいかげんなことで補正しないでくださいよ。議会は何なんですか。この十二月四日、定款に抵触する条文がたくさんありますよ。それを口頭で一社の辞退によりそういう旨だというのは、私は甚だ議会軽視だと思えます。審議以前の問題です。

それから、二次募集で商工会なども検討されているというふうなことを町長おっしゃいましたが、本年一月の広報「よろろ」で、四ページ、五ページの見開きで、またケーブルテレビなどでもこの（仮称）養老郷づくり会社のアピールをしましたが、この

間、先ほど申されました商工会以外に町民や町内業者、また町内の既存団体から問い合わせや出向意向がございませうか。

○議長（松永民夫君） 田中企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（田中 隆君） ただいまの二次募集等に関する質問ですが、広報一月号で掲載をいたしました。現在のところ参加したいというお話は伺っておりません。以上です。

○議長（松永民夫君） 水谷議員は、二回目の質問に対しては町長からの再度の質問でございましたので、あと一回の質問を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） やはり議会に提出資料、申しわけなかったとか、準備不足だったとか、そういう陳謝があってもよろしいんじゃないでしょうか。その点、町長はどういうふうにお考えですか。定款に随分抵触する内容ですよ。

それから町長は、先ほど商工会などおっしゃいましたが、わかりました。問い合わせが現時点では町内の状況はないということとを了解いたしました。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 十二月の全協でのお話と、今回の提出議案ということではございますけれども、今月でしたか、行いました全協でも、一社の辞退というものを御説明申し上げているというふうに考えております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） それぞれ各議員から質疑がありまして、

その中でも、町長はかなり厳しい答えがされておるような感じを受けました。

この郷づくりというか、第三セクターにつきましては、まちづくりの資料にもありますように、地域住民・団体を初め、農業者、商工業者、観光業者などの事業者、またJAとか商工会、観光協会などとの地域経済団体とも連携しながらというふうに話されております。

その中で、先ほど水谷議員もございました県外一社、県内、町外一社という大きな会社だと私は思っておりますけど、その会社と二社だけで今回第三セクターを起こすということになります。

一番懸念されるのは、先ほど来答弁をお伺いしております、やっぱり二元行政にならないかなど。第三セクターにかなりそれぞれ町としてもお願いというか、委託をしながらやっていくというような経営方針になっておりますが、その辺の二元体制にならないかということも町民はかなり懸念されておるところでございます。ぜひしっかりと、この辺はつきりとそうじゃないと、こういうところで歯どめをかけていくんだと。そうしないと、全く第三セクターは第三セクターでこういうのを置く、行政は行政でこういうのを置くというふうになりますと大変なことになると思いますので、その辺をひとつ、先ほど来町長も答弁されておりますけど、いま一度、私はきちっとお伺いしたいということ。

もう一点は、出資につきましては、先ほど来なしたとおっしゃって見えます。だけど、町としては、第二次募集をして、名前を言っただけかと思っておりますので、A会社が辞退されました。だから二社になった。その一社は、第二募集が終わったときは必ず応募するというふうにも書いてありました。だから、それで応募されることは結構ですけど、それに対してまた出資額がふえ

ていくと。それはまた町民一人一人からも募集するというふうには町長はおっしゃっておられます。だから、それはそれでそうなるかと、先ほど来絶対ないと町長おっしゃられましたけど、町民一人一人からの出資をいただいた以上は、町としてもこれは全く知りません、いやもう無縁で、一切町は責任持たせませんよという話になるおそれがあります。だからその辺のところしっかりと、いま一度答弁でお答え願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二元行政にならないかということでございます。

まずけれども、これはあり得ないことだと私は考えております。行政は行政の役割がございますし、会社は会社の役割がございます。結局、行政として何度も申し上げておりますけれども、効率的な部分、それから人材の部分、それから資本の部分、そういったものを有効的に連携した形でこの第三セクターは行っている。ただきたいというふうには考えておりますので、懸念のことはないというふうには申し上げておきたいと思っております。

それから、町の追加出資ということでございます。会社でございますので、今一千九百九十五万円の設立ですけれども、これでも事業が行えるわけでもございません。そういった意味で、会社ですら二次募集、三次募集は当然行っていくべきです。その中で、この会社に賛同いただく町内企業と、それから個人の方ということでございますので、それぞれにこの会社が、どれだけこれから町のためになる会社だというふうな魅力のある会社になっていくかということでございますので、それに対して見きわめて出資をしていただくということでございます。

仮にうまくいかなかったという場合も、それはなきにしもあらずでございますけれども、やはり皆さん方の思いも込めた形で、

これからまちづくりを行政とともに一緒になってやっていくという会社でございますので、ひとつ御理解をいただいで、その点は出資をしていただければ、また会社のほうも当然に魅力のある、この会社ならということアピールする必要もあるというふうに思っております。御理解をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 町長が今答弁されましたとおりいけば、私はいいもんだと思っておりますけど、本当に第三セクター、会社だからある程度は自由にといいことを、町長も今答弁の中でおっしゃられました。だから、自由にやることによつて、俺は俺でこつちのほうに行くんだと、だから町の言うことも聞かずに行くんだという、ないと思えますけど、例えば補助金を使う場合なんかでも、町は中に入って第三セクターというような形も出てくることはあるんじゃないかと思えますが、そういう場合にも、一応それは会社だから、俺たちの言うことを聞いてやらなくてはならんというような形にならんようにだけは、しっかりとひとつ歯どめをかけていただくことをお願いし、要望しておきたいというふうに思えますし、ぜひ出資額については、これ以上出さないという約束をいただきましたので、それは大いに私も期待しております。

しかし、そうかといって町民から、融資のある人から出資してやろうかという人に対しては、僕は大いに第三セクターに投資されることは結構だと思いますけど、ぜひその辺も、後で町はまた出資額がふえたようにならないようにだけは、再三町長も答弁されておりますので間違いはないというふうに思っておりますので、この場で答弁されましたので、私は期待しておりますので、その辺

特に、全体に申し上げただけは要望として申し上げておきますので、しっかりとひとつお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 答弁要りませんね。

○十一番（中村辰夫君） 要りません。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） まず反対の討論を許可いたします。

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） いろいろ頭の中で整理をしながら反対討論をしたいと思えます。

三セク会社をめぐっては、昨年の三月十九日の本会議で、予算案から出資額を削除する修正案が賛成七、反対五で可決しました。さらに、町長が六日後の三月二十五日、臨時議会を招集し、賛意を求めた議会の議決も九名の議員がノーの意思を示しました。

この時点で、民意を示した議会の議決を真摯に受けとめ、三セク構想を中断すると、そういう決断が求められたと考えます。

多岐にわたる事業内容は、本来、地方自治法の本旨にのり、地方自治体の公務として取り組まなければならない施策も多くあり、三セク会社に丸投げし、第二の役場をつくるものではありません。外からの企業の呼び込みではなく、養老町に根を張り頑張っている力を応援し、ともに町の活性化に向けた施策を進めていくことこそ、本来の地域再生の道は開かれると考えます。

十二月四日には、一社の辞退により事業に影響はないというよ

うな説明はございましたが、定款案や覚書については何ら触れられませんでした。そういうことも含めまして、反対討論といたします。

さらに一月二十五日、匿名で、養老町の発展を願う有志という方から封書が届きました。読ませていただきます。

十一月の町長選挙で、やむなく現職の〇氏に投票した一人です。旧ヤナゲン跡のコンビニ、下高田交差点のコンビニ、ヤナゲン跡地の一等地、一丁目一番地に太陽光発電とは情けなく思いませんか。それだけ養老町は将来性のない、何年後かの消滅都市、偉大なる田舎ということを露呈しているのではないのでしょうか。恥ずかしいと思いませんかというふうな内容の封書が届きましたので紹介いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 平成二十六年十二月四日に事業計画案が示され、検討課題はあるとは思いますが、総務省では第三セクター等の経営健全化等に関する指針も策定され、各地方公共団体は、第三セクター等について、効率化、経営健全化と地域の元気を創造するための活用に適切に取り組むことが望まれますとうたってあります。

第三セクターは、今後のまちづくりを考えると、私は重要であると思います。地方分権の進む中、国の地方財政対策を先取りできるまちづくりをと考え、私は賛成討論といたします。

○議長（松永民夫君） 次に、反対討論はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

この採決は、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松永民夫君） ただいまの出席議員数は十名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に長澤龍夫君、大橋三男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松永民夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松永民夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

二番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（松永民夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

長澤龍夫君、大橋三男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松永民夫君） 開票の結果を報告します。

投票総数十票、有効投票数十票、無効投票数ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成九票、反対一票、以上のとおり賛成が多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成二十七年第一回養老町議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十時三十四分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年二月九日

議長 松 永 民 夫

議員 水 谷 久 美 子

議員 長 澤 龍 夫